オーストラリア政府、難民申請者の恣意的な拘束への責任

2025/01/09

国連人権高等弁務官事務所

国連人権委員会は、本日、ナウルにある地域処理センターで長期にわたる恣意的な拘留を強いられた難民および難民申請者 2 件の案件に関して、オーストラリアに依然として責任があるとする判決を下した。オーストラリアは 2012 年と 2013 年にナウルと覚書を交わし、難民申請者を太平洋の島国に強制的に移送して処理することを認めていた。地域処理センターは給水や衛生設備が不十分で、高温多湿、さらに医療も不十分で過密状態であるため、被害者が自傷行為、うつ病、腎臓障害、不眠症、頭痛、記憶障害、体重減少など、心身の健康状態の悪化に苦しんでいるケースもある。マジュブ・エル・ハイバ委員は、「難民申請手続きを他国に委託する際、人権上の責任を免れることはできない」と述べ、「国家が特定の地域を実効的に支配している場合、国際法の下での義務は確実に存在し、移譲することはできない」とした。委員会は被害者に十分な補償を提供し、同様の侵害が再発しないよう措置を講じるよう求めた。

それぞれのケースは以下よりご覧いただけます:

M.I. et al. v Australia

Nabhari v Australia